

内閣参質二〇三第二一号

令和二年十二月四日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出マスクの代用としてフェイスガード等を用いることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出マスクの代用としてフェイスガード等を用いることに関する質問に対する答
弁書

一について

お尋ねの「フェイスガード等」の使用については、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の下に設置した感染症等に関する専門家によるアドバイザリー・ボードにおいて、「フェイスシールド、マウスシールドはマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要」との見解が示されており、また、令和二年九月三日の参議院予算委員会において、尾身新型インフルエンザ等対策有識者会議新型コロナウイルス感染症対策分科会分科会長が、他者との距離、気温等の「現場の実情に合わせていろいろ工夫をしていただきたい」と答弁しているところであり、政府としては、これらを踏まえ、「フェイスガード等」については、個別具体的な状況に応じて適切に使用されるべきものと考えている。

二について

飲食店の事業者は、「Go To Eatキャンペーン」に参加するに当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和二年五月四日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を参

考に作成された御指摘の「ガイドライン」に基づき感染予防対策に取り組んでいることが条件とされており、当該ガイドラインにおいては、飲食店の事業者が、他者との距離、気温等の個別具体的な状況に応じ、従業員にマスク、フェイスガード等を適切に着用させることとしているものと承知している。政府としては、引き続き、「G o T o E a t キャンペーン」に参加する飲食店の事業者に対して、当該ガイドラインを遵守し、従業員にマスク、フェイスガード等を適切に着用させることを求めていく考えである。